

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 6 年 8 月 29 日
担 当 課	区画整理課

契約業者名・住所	昭和株式会社 松戸営業所（千葉県松戸市新松戸一丁目 3 3 7 番地）
工事等の名称	松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業 土木実施設計に係る有限要素法解析等業務委託
工事等の場所	新松戸駅東側地区土地区画整理事業地内
種 別	測量・コンサルタント部門の土木：都市計画及び地方計画
工事等期間	令和 6 年 8 月 3 0 日ら令和 7 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	1 1, 5 7 8, 6 0 0 円
工事等の概要	有限要素法（F E M）解析等業務、申請図書作成、宅地造成整備基準作成、実施設計附帯業務
随意契約の理由	標記の委託業務（以下「業務」という。）は松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業における必要な事務手続きにつきまして、これまでの設計業務の成果に基づき土地区画整理事業における法令等手続きに係る申請書類等作成を行い、工事着手に向け準備するものです。また、土地区画整理法第 9 8 条仮換地の指定を令和 6 年中に施行する予定のため、可及的速やかに本業務を実施する必要があります。 これまで令和 2 年度に「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業事業計画変更等業務委託」を一般競争入札にて昭和株式会社と契約締結し、事業地内の実施設計及び主に道路法第 9 5 条の 2 に係る道路協議等を実施、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて「松戸都市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業実施設計修正業務委託」を同社と随意契約し、過年度の実施設計業務を基に必要箇所の修正、道路協議の変更協議、土砂災害特別警戒区域指定解除に係る実施設計、関係機関との協議等業務を一連で実施しております。 本業務を履行する上で、これら前段となる業務の成果、長期間に及ぶ協議等の経過および土地区画整理事業における法令等手続きのすべてを熟知していることが不可欠なこと、また、他社が本業務を履行する場合、当初設計からの再検討事項が数多く発生し、令和 6 年中の仮換地指定が難しくなることから、昭和株式会社が本業務の唯一の担い手であると思料されます。 以上のことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、同社と随意契約するものです。